

**令和3年度淡海環境保全財団  
スマート・エコハウス  
普及促進事業補助金**

**申請の手引き**

**令和3年8月10日**

## 目次

1. 補助対象事業	P1
2. 補助対象事業者	P1
3. スマート・エコ製品及び HEMS の基準	P2
4. 補助対象経費	P3
5. 補助金額	P3
6. 工事日および購入日	P4
7. 申請の流れ	P4
8. 登録申込書の受付	P5
9. 登録の完了	P6
10. 交付申請書の提出	P6
11. 交付申請の提出書類	P7
12. 交付申請書の受付	P9
13. 手続き代行者	P9
14. データ等の提供	P9
15. その他	P10

## 1. 補助対象事業

個人用既築住宅（※1）において、住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電」）や自立分散型エネルギーシステム等の省エネ・創エネ設備（以下、総称して「スマート・エコ製品」という。設備要件等は「3. スマート・エコ製品及びHEMS（エネルギー管理システム）の基準」参照。）を設置する事業が対象です。（※2）

ただし、スマート・エコ製品の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であることが必要です。

- ※1 補助対象となる「既築住宅」は、スマート・エコ製品を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、スマート・エコ製品の設置工事期間が重なっていないものとします。
- ※2 太陽光発電だけを設置する場合は、HEMSの購入が必要です。

## 2. 補助対象事業者

この補助金の申請をする方は、次のいずれにも該当する必要があります。

- ア 補助対象事業を実施する建物が滋賀県内に所在し、現在、住居として自ら居住している方（※1）
- イ 滋賀県の個人県民税に未納がない方（※2）
- ウ 平成24年度以降に滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金または淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金において、今年度申請する製品名と同一区分の製品名の補助を受けていない方
- エ 本人または本人の同居者等が、本補助金交付要綱第3条（4）に規定する暴力団員ではない方（※3）

- ※1 ①マンション等集合住宅も対象となります。（賃貸住宅は、対象外です）  
②住居を店舗、事務所等と兼用で利用している場合も対象です。  
③別荘として利用している場合も対象です。ただし、登記簿謄本で建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」である必要があります。  
④法人が所有している場合は、対象外です。
- ※2 納期が到来しているすべての個人県民税に未納（分納等を含む）がないことが必要です。
- ※3 淡海環境保全財団（以下「財団」）が必要と認める場合に、滋賀県警察本部に照会することを承諾いただく必要があります。

### 3. スマート・エコ製品及びHEMSの基準

スマート・エコ製品（別表1）

対象となるスマート・エコ製品は以下のとおりです。

製品名	設備要件		補助要件	
住宅用太陽光発電システム	固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。		太陽光発電の設置と併せて、2万円以上のHEMS（エネルギー管理システム）を購入する場合または他のスマート・エコ製品を設置する場合に補助対象とする。	
高効率給湯器（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。		エネファームからの更新は補助対象外とする。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。
高効率給湯器（エネファーム以外）	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）	年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格） または、年間給湯効率が3.1以上であること。（JRA規格）	高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）を含む）からの更新は補助対象外とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電と併せて設置する。</li> <li>・既設の太陽光発電を備えている。</li> <li>・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。</li> </ul>
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	給湯部熱効率が90%以上であること。		
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	連続給湯効率が90%以上であること。		
	ハイブリッド給湯器	電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。		
太陽熱システム	一般財団法人ベタリービングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。		※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。	
家庭用蓄電池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの。 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1 kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。		以下のいずれかの場合に補助対象とする。	
スマートホーム（V2H）	太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電と併せて設置する。</li> <li>・既設の太陽光発電を備えている。</li> </ul>	
窓断熱設備	窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。それ以外の工法の場合は、設置する設備が省エネ建材等級ラベル★★★の製品であることを基本とし、当該ラベルがない製品を設置する場合は、原則、別紙判断基準によるものとする。			
【上記以外の要件等】				
(1) HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。				
(2) スマート・エコ製品、HEMSはいずれも未使用であること。				
(3) スマート・エコ製品の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、およびHEMSの購入店が滋賀県内販売店であるものに限る。				

◆ 「停電の際、単独で設備の機能を利用できる。」とは？

系統電力から給電が停止しても、設備の機能（発電や給湯）を継続できること。

例① 停電時は自立運転に切り替わり、発電や給湯を継続できる。

例② 停電時も貯湯ユニット内のお湯をシャワーや蛇口で使える設備や、非常用取水栓からタンク内のお湯を出せる設備であればお湯を使える。

## 4. 補助対象経費

スマート・エコ製品の設置に要した費用で、設備本体費用および設置工事費用をたしあわせた価格です。

※ 消費税は含みません。

※ 太陽光発電の設置費用には、太陽光パネル保証料、電力会社との受給電力計、モニター、事務手続き費用、屋根の改修費等は含みません。

## 5. 補助金額

スマート・エコ製品の種類によって、間接補助金額を下表のとおりとし、複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限10万円とします。

ただし、次のAの額の3分の1以内とします。

$$A = a - b$$

a：間接補助対象経費

b：間接補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額

スマート・エコ製品		補助金額
住宅用太陽光発電システム		4万円
高効率給湯器	エネファーム	6万円
	エネファーム以外	2万円
太陽熱利用システム		2万円
家庭用蓄電池		5万円
V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）		4万円
窓断熱設備		2万円

## 6. 工事日および購入日

### (1) スマート・エコ製品の設置工事日

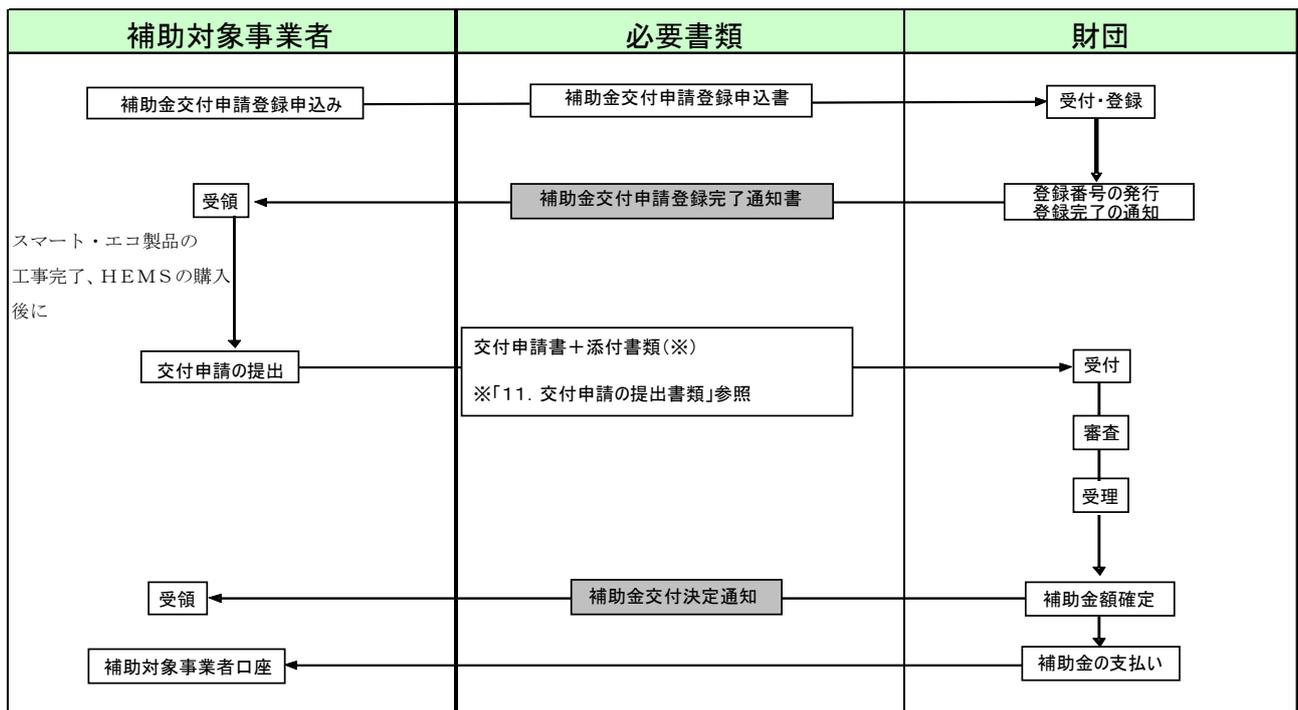
令和3年4月1日以降に設置工事を着工し、令和4年2月28日までに設置工事を完了した場合が対象となります。

- ※ 太陽光発電の設置工事の完了日は、電力会社と太陽光発電の電力需給を開始した日とします。
- ※ その他のスマート・エコ製品の設置完了日は、工事完了証明書（様式第6号）の日付とします。

### (2) HEMSの購入日

令和3年4月1日以降、令和4年2月28日までにHEMSを購入した場合が対象となります。（購入日は、領収書の発行日となります。）

## 7. 申請の流れ



## 8. 登録申込書の受付

補助金の交付申請をする方は、まず補助金登録申込書（様式第1号）を提出する必要があります。

記入にあたっては記入例（財団 HP <https://www.ohmi.or.jp/ondanka/r03smart-eco> からファイルを入手ください）を参照してください。

補助金登録申込書の受付は以下の期間内で先着順に行いますが、予算の範囲を相当に超える申込みがあった場合は、各期間内であっても受付を停止することがあります。

受付期間	令和3年 5月 24日（月）～令和4年 1月14日（金）
備考	・公募期間内は随時受け付けることとする。 ・受付期間の途中であっても、予算額を相当に超える登録があった場合は、受付を中止する場合があります。

提出にあたっては、封筒の表に朱書きで「補助金交付申請登録申込書在中」と記入し、「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント」賛同書（様式第10号）とともに郵送により次の申請先に送付してください。

(申請先) 公益財団法人 淡海環境保全財団 〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町帰帆2108 TEL 077-569-5301 FAX 077-569-5304
---

☆ 登録時の「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント」賛同書の添付について

公益財団法人淡海環境保全財団では、滋賀県が推進する「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント」への賛同を呼びかけています。（詳細は賛同書参照）

スマート・エコハウス普及促進事業補助金が、徹底した省エネの推進を趣旨としており、補助金の申請は「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント」のひとつと考えられますことから、補助金登録申込書に添えて「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント」賛同書（様式第10号）の提出をお願いしています。

※ 「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント」賛同書を提出されないことで補助金の登録を妨げるものではありません。

賛同は任意のお名前（ニックネーム可）でできます。

## 9. 登録の完了

補助金登録申込書の受理後、補助金登録完了通知書を送付します。この登録は交付の意向を把握するためのものであり、交付を約束するものではありません。交付の決定は交付申請書の受理・審査によって行い、交付申請書による交付申請額が予算を超えた日をもって受付を終了（財団の営業時間内に受付したものに限る）します。そのため、交付申請登録がされた場合でも予算を超えた場合は、交付申請ができなくなりますのでご注意ください。

なお、補助金登録完了通知書には、申請時に必要な登録番号が記載されています。登録完了通知書を紛失された場合、手続代行者からの登録番号の問い合わせにはお答えできませんので、必ず申請者本人が、氏名、送付先住所、再発行理由を記載した再発行を依頼する文書(様式任意)を財団あて送付してください。

また、登録申込書の受付日（書類がすべて揃った日）から登録完了通知の発送までの期間は概ね30日ですが、登録が殺到した場合などの理由により発送が遅れることがあります。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 10. 交付申請書の提出

交付申請書は令和4年2月28日（月）までに提出してください。

（交付申請締切日の令和4年2月28日（月）17：15（財団終業時間）までに財団に到着したものに限り受け付けます。）

交付申請書は予算の範囲内で先着順に受け付けますが、書類が不足している場合は、全ての書類が財団の窓口が届いた日をもって受付日とします。

なお、不足の書類の提出が令和4年2月28日を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しませんのでご注意ください。

交付申請者は、補助金登録完了通知を受けた本人または同居の家族に限ります。その他の名義で申請する場合、再度補助金登録申込書を提出していただく必要があり、登録申込期間を締め切っている場合は申請できなくなりますのでご注意ください。

## 11. 交付申請の提出書類

必要な書類は以下のとおりです。「共通の書類」は必ず添付することとし、太陽光発電を設置した場合は「太陽光発電にかかる添付書類」を、高効率給湯器を設置した場合は「高効率給湯器にかかる添付書類」を、窓断熱設備を設置した場合は「窓断熱設備にかかる添付書類」についても添付することとします。

### 【共通の書類】

- (1) 補助金交付申請書（様式第3号）
- (2) スマート・エコ製品の領収書のコピー（施主名、品名、品番、販売店名、販売店住所がわかるもの）
- (3) スマート・エコ製品の要件（別表1）を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー
- (4) 工事完了証明書（様式第6号）
- (5) 振込先口座の通帳のコピー、またはキャッシュカードのコピー（金融機関名、口座番号・名義がわかるもの）
- (6) スマート・エコ製品設置後の写真および家屋全体の写真（スマート・エコ製品が写っていないくてもよい）
- (7) 申請者本人の住民票の写し（提出日から3か月以内に発行された現住所のもので、個人番号が記載されていないもの）
- (8) 各市町が発行する住民税（個人県民税）の令和2年度の納税証明書（納税義務がない場合、令和2年度非課税証明書等その旨が明らかになる書類）
- (9) （集合住宅にスマート・エコ製品を設置した場合）集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合、承認されたことがわかる書類のコピー
- (10) （別荘にスマート・エコ製品を設置した場合）建物の登記簿謄本（建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」であることを証明できるもの）
- (11) スマート・エコ製品の設置・買い替え調書(様式第11号)
- (12) その他理事長が必要と認めるもの

### 【太陽光発電にかかる添付書類】 ※（18）～（20）の書類は該当する場合のみ添付

- (13) 固定価格買取(FIT)制度に係る太陽光発電の事業計画認定書のコピー
- (14) 電力需給契約書のコピー
- (15) 太陽光発電の出力対比表のコピー
- (16) 太陽光発電設備調書（様式第12号）
- (17) パワーコンディショナのカタログ等のコピー（品番、出力が確認できるもの）（太陽光発電だけを補助対象設備とする場合は、以下の書類についても添付すること）
- (18) HEMSの要件（別表1）を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー
- (19) HEMSの領収書のコピー（購入者名、品名、品番、販売店名、販売店住所がわかるもの）
- (20) HEMS設置後写真

<p>【高効率給湯器にかかる添付書類】</p> <p>(21) 交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれか</p>
<p>【窓断熱設備にかかる添付書類】</p> <p>(22) 窓断熱設備調書（様式第13号）</p>
<p>【その他】</p> <p>(23) 太陽光発電システムとシステム連携しているスマート・エコ製品については、システム連携していることが分かる書類として、配線図やシステム構成図および既設太陽光発電システムの写真等を送付ください。</p> <p>(24) 蓄電池とV2Hは、太陽光発電システムを設置されていることが必要ですので、太陽光発電システムとシステム連携していることがわかる書類が必要です。</p>

※添付書類に関する注意事項（番号は上記の各番号に対応）

- (1) 記入例（財団 HP <https://www.ohmi.or.jp/ondanka/r03smart-eco> からファイル入手ください）を参考にしてください。
- スマート・エコ製品の設置場所が申請者住所と異なる場合で、設置場所が居宅でない場合（例：倉庫、店舗、車庫等）、地図または写真で近接していることを示してください。また、電力が一体として供給されていることの証明として系統図等を提出してください。
- (1) (4) 太陽光発電システムの工事完了日は、電力会社との受給開始日または太陽光発電システム設置工事完了日のいずれか遅い日となります。
- (2) (19) 申請者名、品名、品番、販売店名、販売店住所が記載されていることを確認してください。HEMS購入店については、住所または電話番号のどちらかで滋賀県内であることが確認できるものが必要です。
- 申請者の同居者名義でも構いません。その場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください。
- 「領収書」と記載されていないレシートは、使用することができません。
- (6) エコキュート等の設置後の写真には、ヒートポンプと貯湯タンクを写してください。窓断熱設備設置後の写真は、窓の構造がわかるように写してください。
- (7) 「住民票の写し」とは、市町窓口で発行される原本（用紙そのもの）です。コピーする必要はありません。
- 申請者本人だけが記載されているものを入手いただき提出してください。
- (8) 県税事務所では発行できませんので、お住まいの市町窓口をご利用ください。
- 平成31年（令和元年）の所得に対して課税され、令和2年度に支払った県民税の証明です。
- 令和2年1月2日以降に県外から転入された方は、滋賀県の県民税が課税されていませんので、納税証明書は不要です。（提出された住民票に他府県から転入された記載がある場合、追加書類は必要ありません。記載のない場合には、転入前の他府県自治体で発行された住民票除票もしくは令和2年度 納税証明書を添付してください）
- (13) 固定価格買取（FIT）制度の太陽光発電の事業計画認定の手続きには2カ月以上かかる場合があります。余裕をもって手続きを進めてください。
- (15) モジュールの製品名、製造番号、公称発電出力、出荷時出力が記載されていることを確認してください。

※その他、補助要件を確認できない場合、追加資料を求めることがあります。

※提出書類は、なるべく A4 版に揃えてください。

## 12. 交付申請書の受付

交付申請書の提出については、添付書類が揃っており、補助対象要件が満たされていることが確認できた日を受付日とします。記入に不備があった場合は受付をせず、返却します。また、外形的な審査によって受け付けた場合でも、内容審査において書類の追加や修正をお願いする場合があります。

交付申請書の受付は予算の範囲内で先着順に行います。交付申請額が予算の範囲を超えた場合は、超えた受付日をもって受付を終了（財団の営業時間内に受付したものに限り）し、翌日以降の交付申請書は返却します。

予算の範囲を超えた受付日に提出のあった交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定します。抽選にもれた場合は申請書を返却します。

提出にあたっては、封筒の表に朱書きで「補助金交付申請書在中」と記入し、郵送（特定記録郵便）により次の申請先に送付してください。（追加書類、変更書類を提出する際も同様）

（申請先）

公益財団法人 淡海環境保全財団

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町帰帆2108

TEL 077-569-5301

FAX 077-569-5304

なお、交付申請書の受付日（書類がすべて揃った日）から納付までの期間は概ね30日ですが、申請が殺到した場合などは、納付が遅れることがあります。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

## 13. 手続き代行者

無償で手続きを行う場合に限り、補助事業にかかる工事または販売を行う者等が手続きを代行することができます。様式第3号に代行者にかかる情報を記入してください。なお、交付決定通知書等の送付先は代行者ではなく申請者となります。また、本手続きの代行で得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱ってください。

## 14. データ等の提供

補助対象事業者は、本補助金の目的に必要な範囲において、財団が太陽光発電の普及に関するデータ等の提供または現地調査の実施を求めた場合、協力するように努めてください。

## 15. その他

- ・国または県内市町等の補助金との併用は可能です。3ページ「5. 補助金額」をご確認ください。機関によっては併用が認められない場合もありますので、詳細については各機関へお問い合わせください。
- ・取得財産の処分等その他の事項については「令和3年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱」をご覧ください。
- ・ご不明な点は、公益財団法人 淡海環境保全財団までお問い合わせください。

公益財団法人 淡海環境保全財団

MA I L : pv@ohmi.or.jp

TEL : 077-569-5301 (平日8:30~17:15)